

■ベトナム法整備支援第57回本邦研修

平成29年7月18日（火）から同月28日（金）までの間、東京及び大阪において、ベトナム法整備支援第57回本邦研修を実施しました。

現在のベトナム法整備支援プロジェクト「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」では、日本の不動産登記法に相当する、統一的な財産登記法の制定に向けた支援活動に取り組んでいます。ベトナムでは、財産登記に関する機関が複数あることから、同法の制定に当たっては、それぞれの機関と連携・強調して行う必要があります。そして、各機関に対する指導、相互調整の役割を果たしているのが、今回の研修対象機関であるベトナム首相府です。

今回の研修では、ベトナム首相府の職員に対し、日本の不動産登記制度の内容や、それが法制度の安定や経済発展において果たしている役割について深く理解してもらうとともに、ベトナム首相府の関心事項である不良債権処理、民事執行制度についても併せて研修の内容とし、それらの関心事項と不動産登記の機能についてもきちんと関連づけて理解させることを目標にしました。研修員として、ベトナム首相府官房副長官グエン・スアン・タイン氏を筆頭に、首相府職員、司法省職員及びベトナム国家銀行職員合計10名が来日しました。



【法務総合研究所国際協力部長と研修員】

法務総合研究所国際協力部の阪井光平部長と研修員との間で意見交換を行い、それに引き続き、国際会議室において記念撮影を行いました。

研修員からは、「空港から降りた瞬間から日本の発展ぶりや清潔な町並みに感心し、敬意を抱いた。」との言葉があり、また、阪井部長からは、「今回の研修の内容を理解してお国に持って帰っていただきたいことはもちろんであるが、日本の文化に触れ、法がいかに社会に根付いているかを感じ取っていただきたい。」旨の言葉がありました。



【大阪法務局見学】

大阪法務局を訪問し、法務局における登記実務について講義を受けるとともに、登記の受付業務の様子などを見学し、登記実務について理解を深めました。

写真は、研修員が、100年以上前の不動産登記関係資料を法務局職員の方から見せてもらっている様子で、研修員は、100年以上前から日本に安定した不動産登記制度があり、それらがきちんと運用されていたことに感銘を受けるとともに、資料の保存状況の良さについても関心を示していました。



【国際協力部大西教官による講義風景】

法務総合研究所国際協力部の大西宏道教官から、日本の不動産登記制度の概要について講義を行いました。

研修員らは、講義開始当初は制度概要を理解するのに苦心していた様子でしたが、大西教官において、不動産登記制度の基本的な事項を、角度を変えて繰り返し講義することにより、その理解を次第に深めていった様子でした。



【大阪弁護士会訪問・講義】

大阪弁護士会館を訪問し、同弁護士会の井上圭吾弁護士（アイマン綜合法律事務所）から、「債権回収及び金融実務の観点から見た日本の登記制度及び担保制度」と題して講義をしていただきました。

このコマは、研修の最終盤でしたが、井上弁護士の講義は、研修員がこれまでの講義で学んだ民事執行、民事保全及び不動産登記制度の内容を、債権回収及び金融実務の観点から整理し直すことにより、研修員がこれまで学習した事項を漏れなく関連付ける内容であったことから、研修員からも「非常にわかりやすく、また興味深かった。」と賛辞の声がかれました。